

## 北上市空き家管理事業者登録・紹介制度要領

令和5年3月31日市長決裁

### (目的)

第1 この要領は、市内の空き家の管理を行う事業者（以下「管理事業者」という。）を登録し、空き家の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に紹介することにより、空き家の適切な管理を促進することを目的とする。

### (定義)

第2 この要領において、「空き家」とは、現に居住その他の使用がなされていない建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）であって、市の区域内に存するものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

### (登録の対象)

第3 管理事業者として登録することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を置く法人、団体又は個人事業主であること。
- (2) 空き家を管理する業務（以下「管理業務」という。）を適切に行うことができる者であること。
- (3) 管理業務に関する報告を所有者等に行うことができる者であること。
- (4) 管理業務の内容をパンフレット又はホームページで周知できる者であること。
- (5) 法令、条例等の規定により許可、認可、届出等（以下「許可等」という。）を必要とする業務にあつては、当該許可等を受けている者であること。
- (6) 納期の到来している市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録の対象としない。

- (1) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者であると認めるに足りる相当の理由がある者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする者

### (管理業務)

第4 管理事業者は、次の各号に掲げる管理業務のうち、1以上の管理業務を行うものとする。

- (1) 外観調査
- (2) 換気及び通水
- (3) 清掃
- (4) 除草及び庭木剪定
- (5) 除雪

- (6) 害虫駆除
- (7) 小修繕
- (8) 不用品処分
- (9) その他適切に管理するために必要な業務  
(登録の申請)

第5 登録を受けようとする管理事業者は、北上市空き家管理事業者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 管理事業者の定款等の写し又は開業届の写し
- (3) 提供する管理業務の内容を示した書類
- (4) 許可等を必要とする管理業務にあつては、当該許可等があることを証する書類の写し
- (5) 本市の市税を滞納していないことがわかる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類  
(登録の決定)

第6 市長は、第5の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市空き家管理事業者登録決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録の決定を受けた管理事業者（以下「登録事業者」という。）を、北上市空き家管理事業者名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

（登録内容の変更及び抹消）

第7 登録事業者は、登録名簿に記載された内容に変更が生じたとき、又は管理業務を廃止するときは、速やかに北上市空き家管理事業者登録変更（廃止）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合のほか、市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第3に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 所有者等に虚偽又は悪質な勧誘等を行ったとき
- (3) 強引な手法や事実誤認を与える営業活動等を行ったとき
- (4) 登録内容に虚偽があつたとき
- (5) 誓約事項に違反したとき
- (6) その他市長が適当でないと認めるとき

3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を北上市空き家管理事業者登録抹消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

4 第6第2項の規定は、登録内容の変更及び抹消について準用する。

(登録事業者の紹介等)

第8 市長は、登録名簿を市公式ホームページ、チラシ等で公表し、所有者等に対して登録事業者を紹介するものとする。

2 所有者等は、自己の責任において管理業務を依頼する登録事業者を選択し、依頼する管理業務の内容、料金その他必要な事項については、所有者等と登録事業者の双方で協議の上、決定するものとする。

3 市長は、前項の選択、協議及び決定については、一切これに関与しない。

(資料提出等の請求)

第9 市長は、必要があると認めるときは、この要領に定めるもののほか、登録事業者に対し、管理業務に関する資料の提出、提示又は説明を求めることができる。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

申請者 所在地  
 法人又は団体名  
 代表者名  
 連絡先

北上市空き家管理事業者登録申請書

北上市空き家管理事業者登録・紹介制度要領第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 登録内容

事業者名		
所在地		
連絡先	電話番号	
	E-mail	
ホームページ等		
空き家管理業務 (該当する番号に○印)		1 外観調査
		2 換気・通水
		3 清掃
		4 除草・庭木剪定
		5 除雪
		6 害虫駆除
		7 小修繕
		8 不用品処分
		9 その他 ( )

2 添付資料

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 管理事業者の定款等の写し又は開業届の写し
- (3) 提供する管理業務の内容を示した書類
- (4) 許可等を必要とする業務の場合、当該許可等があることを証する書類の写し
- (5) 本市の市税を滞納していないことがわかる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

誓約書

- 1 管理業務の提供にあたって、関係する法令及び利用者との契約内容を遵守します。
- 2 管理業務の契約は、登録事業者と利用者との間で、責任を持って行います。
- 3 管理業務に関する一切の紛争等については、当事者間で解決します。
- 4 登録申請した内容に虚偽はありません。
- 5 登録内容について、北上市ホームページ等で公開することに同意します。
- 6 利用者との交渉等により得られた個人情報及びその他の情報の取扱いについて十分配慮するものとし、個人情報を不正に利用し、又は外部に提供するようなことはしません。

上記のとおり誓約します。

年 月 日

所在地

法人又は団体名

代表者名

㊞

様

北上市長

北上市空き家管理事業者登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市空き家管理事業者登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 登録内容

登 録 番 号	
事 業 者 名	
所 在 地	
連 絡 先	電 話 番 号
	E - m a i l
ホ ー ム ペ ー ジ 等	
空 き 家 管 理 業 務	

2 注意事項

- (1) 登録内容に変更があったときは、速やかに市に届け出ること。
- (2) 北上市空き家管理事業者登録制度要領及び関係法令等を遵守すること。

年 月 日

北上市長 様

申請者 所在地  
法人又は団体名  
代表者名  
連絡先

北上市空き家管理事業者登録変更（廃止）届出書

北上市空き家管理事業者登録・紹介制度要領第7第1項の規定により、次のとおり登録内容の変更（廃止）を届け出ます。

記

1 登録内容

事 業 者 名	
所 在 地	
連 絡 先	電 話 番 号
	E - m a i l
ホ ー ム ペ ー ジ 等	
変 更 （ 廃 止 ） 内 容	

2 添付資料

- (1) 提供する管理業務が追加される場合、その内容を示した書類
- (2) 許可等を必要とする業務の場合、当該許可等があることを証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第7関係）

北都第 号  
年 月 日

様

北上市長

北上市空き家管理事業者登録抹消通知書

北上市空き家管理事業者登録・紹介制度要領第7の規定により、次のとおり登録を抹消しましたので通知します。

記

抹消の理由